

平成30年清瀬市議会第4回定例会

市長提出議案

議案番号	議 案 名 等	概 要	議決日 結 果
議 案 第 6 0 号	平成30年度清瀬市一般会計補正 予算（第5号）	補正前の歳入歳出総額 29,948,003千円 補正後の歳入歳出総額 30,194,812千円 歳入総額 246,809千円 主なもの 国庫支出金 115,477千円 都支出金 31,356千円 寄附金 10,000千円 繰入金 86,585千円 諸収入 3,391千円 歳出総額 246,809千円 主なもの 総務費 30,000千円 民生費 185,411千円 衛生費 1,898千円 教育費 19,500千円 予備費 10,000千円	12月19日 可 決
議 案 第 6 1 号	平成30年度清瀬市後期高齢者 医療特別会計補正予算（第2号）	補正前の歳入歳出総額 1,948,141千円 補正後の歳入歳出総額 1,951,141千円 歳入総額 3,000千円 主なもの 繰入金 1,500千円 諸収入 1,500千円 歳出総額 3,000千円 主なもの 広域連合納付金 1,500千円 保健事業費 1,500千円	12月19日 可 決
議 案 第 6 2 号	平成30年度清瀬市下水道事業 会計補正予算（第2号）	債務負担行為の補正 柳瀬川右岸5号雨水幹線整備に伴う設計業務	12月19日 可 決
議 案 第 6 3 号	清瀬市小口事業資金融資条例	市内に住所を有し又は事業所を有する商工業者 等の事業を育成振興するため、金融機関に小口事 業資金の貸付けのあっせんを行うもので、既存の	12月19日 可 決

		<p>同条例について、「創業運転資金」等の融資の種類を新たに設けるために同条例の全部改正をするものです。</p> <p>新たに設ける融資の種類及び限度額</p> <p>(1) 創業運転資金 500万円以内</p> <p>(2) 創業設備資金 500万円以内</p> <p>(3) 特定創業運転資金 500万円以内</p> <p>(4) 特定創業設備資金 500万円以内</p>	
議 案 第 6 4 号	清瀬市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	<p>市が都市計画決定する地区計画の区域内における建築物等の制限について、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するために建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づき条例を制定するものです。</p> <p>地区計画区域内における制限の主な内容</p> <p>(1) 建築物の用途の制限</p> <p>(2) 建築物の容積率の最高限度</p> <p>(3) 建築物の敷地面積の最低限度</p> <p>(4) 壁面の位置の制限</p> <p>(5) 建築物の高さの最高限度</p> <p>(6) 垣又はさくの構造の制限</p>	12月19日 可 決
議 案 第 6 5 号	清瀬市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例	<p>市職員の産前産後休養申請時の添付書類について、医師又は助産師の証明書以外に新たに母子健康手帳も可能とする改正、また、忌引による休暇の適用ができる親族、休暇日数及び取得開始日を改める一部改正をするものです。</p> <p>主な改正内容</p> <p>(1) 産前産後休養申請時の添付書類について母子健康手帳でも可能とする。</p> <p>(2) 忌引による休暇の適用起算日について、これまでは「その事実を知った日」からであったが、任命権者が「忌引休暇を承認した日」からに改める。</p> <p>(3) 忌引による休暇の「血族」又は「姻族」による適用日数の差異を撤廃する</p>	12月19日 可 決

議案 第66号	清瀬市市民農園条例の一部を改正する条例	市民農園の1区画当たりの月額使用料を「1,300円」から「1,500円」に改定するものです。 なお、改定後の使用料は、平成31年4月以降の使用分として新たに市が使用許可する区画から適用します。	12月19日 可決
議案 第67号	清瀬市立公園条例の一部を改正する条例	運動施設の使用料について、市民以外の者が利用する場合における使用料の加算金額の取扱い方法を運動施設以外の施設使用料の取扱い方法と統一するため、条例の一部改正をするものです。 市民以外の者の使用料加算（5割増）後に端数が生じた場合 （現行）10円未満切捨て （改正後）100円未満切捨て	12月19日 可決
議案 第68号	清瀬市道の路線の廃止について	道路拡幅事業による市道の付替え交換により、市道の路線を廃止するものです。 清瀬市道1192号線 （中清戸四丁目、長命寺西側）	12月19日 承認
議案 第69号	清瀬市道の路線の認定について	道路拡幅事業による市道の付替え交換により、市道の路線を認定するものです。 清瀬市道1192号線 （中清戸四丁目、長命寺西側）	12月19日 承認
議案 第70号	清瀬市有料自転車等駐車場の指定管理者の指定について	清瀬市有料自転車等駐車場の設置目的をより効果的に達成するため、公益社団法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。 このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。 1 指定管理者を指定する有料自転車等駐車場 （1）清瀬駅北口第2駐輪場 （2）清瀬駅北口第3駐輪場 （3）秋津駅北口駐輪場	12月19日 可決

		<p>(4) 秋津駅南口駐輪場</p> <p>2 指定する指定管理者の名称 公益社団法人 清瀬市シルバー人材センター</p> <p>3 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p>	
議 案 第 7 1 号	平成30年度清瀬市一般会計補正 予算(第6号)	<p>東京都人事委員会の勧告に準拠し、職員等の給与を改定するため、職員人件費に係る補正予算を調製するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 補正前の予算総額 30,194,812千円</p> <p>2 補正予算額 1,217千円</p> <p>3 補正後の予算総額 30,196,029千円</p>	12月19日 可 決
議 案 第 7 2 号	清瀬市職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例	<p>東京都人事委員会の勧告に準拠し、職員等の給与を改定するため、給料表の給料額及び勤勉手当の支給率を改めるとともに、通勤手当に係る制度の改正を行うものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 給料表の改定 (1) 東京都の給料表に準拠して行政職給料表 (一) の1級及び2級を、行政職給料表(二)は1級の給料表を改めます。(平成31年4月1日施行)</p> <p>2 勤勉手当支給率の改定 (1) 支給月数の引上げ ア 一般職職員 年間の賞与の率を、現行の「4.50月」から「4.60月」に率を引上げる改定をします。このため、6月期と12月期の勤勉手当をそれぞれ0.05月ずつ引上げて支給するようにします。 イ 再任用職員 年間の賞与の率を、現行の「2.35月」から「2.40月」に改定します。このため、6月期と</p>	12月19日 可 決

		<p>12月期の勤勉手当にそれぞれ0.025月ずつ引上げて支給するようにします。</p> <p>※ なお、平成30年度は、12月支給分の勤勉手当により一括で支給率を調整します。</p> <p>(2) 期末手当の平準化</p> <p>平成31年度以降の期末手当は、国及び都に準拠し、6月期及び12月期の支給割合を均等になるよう調整します。(平成31年4月1日施行)</p> <p>3 通勤手当の交通用具利用者に係る障害区分を廃止(平成31年4月1日施行)</p>	
議案 第73号	清瀬市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p>市長に支給する給料を改定するため、条例を整備するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 平成31年1月から平成31年3月までの3か月分の給料を10%控除する規定改正をします。</p>	12月19日 可決